

表現の自由と社会的責任

Freedom of Expression and Social Responsibility

築山 欣央 Yoshio TSUKIYAMA

概要

表現に関わる世界がますます広くそして多様になってきている現代社会では、その「表現」をどう理解するべきか、様々な領域の研究者において日々検討がなされていると考えられる。

ここで、表現の自由の責任につきどう捉えるか、重要と考えられる。様々な表現に関する伝達経路がそれを利用しようとする主体に提示される現代において、表現行為自体の意味をあらためて検討する必要がある。それとともに、表現によって生じた結果について、以前の表現や情報を取り巻く環境を前提とした議論では想定されなかつた問題もみられるようになり、現代的な表現状況における表現主体の責任論の検討も求められるところと考える。

本研究においては、以上のような問題意識から、表現の自由と社会的責任について検討する。

キーワード

表現の自由	Freedom of Expression
日本国憲法	Constitution of Japan
企業の社会的責任	Corporate Social Responsibility
ステークホルダー	Stakeholder
マスメディア	Mass Media

1. はじめに

表現に関わる世界がますます広くそして多様になってきている現状において、その「表現」をどう理解するべきか、様々な領域の研究者において日々検討がなされていると考えられる。例えば、この「表現」を情報と捉えればその取り扱いの安全性につき議論をすることになり、知的財産と捉えればその保護のあり方について議論をすることになる¹⁾²⁾。

そして、そのような表現が具体的な行為としてなされる時、表現行為に関係者がどう関与すべきかも問われることとなる。表現を行う主体においては、法令等で表現が規制されている場合にはそれを意識しながら具体的に表現行為をするであろう。

表現行為に関しては、その主体につきまず個人が想定され、ここで表現の自由を法的にいかに捉えるべきか、その価値及び位置づけの検討など、伝統的な議論により論じられてきた。また、表現の自由の

範囲はすべての表現媒体（メディア）に及ぶことから、マスメディア等個人を超えるところでの表現の自由の意味も論じられてきた。

ここで、表現の自由の責任につきどう捉えるか、重要と考えられる。個人がある表現を行った時、その表現の効果について、それを行った個人はどのように捉えられるべきであろうか。表現により害を被った者との関係はどう解決がなされるべきであろうか。さらに、表現を行う主体としては個人だけではなく、マスメディアといった企業等も対象となってくる。様々な表現に関する伝達経路がそれを利用しようとする主体に提示される現代において、表現行為自体の意味をあらためて検討する必要がある。それとともに、表現によって生じた結果についても、以前の表現や情報を取り巻く環境を前提とした議論では想定されなかつた問題もあり、現代的な表現状況における表現主体の責任論の検討も求められると

ころと考える。

本研究では、以上のような問題意識から、表現の自由と社会的責任との関係について検討する。この検討にあたっては、最近の日本における放送分野での事件である、東海テレビ放送「ぴーかんテレビ」の不適切テロップ事件を取り上げ、表現の自由の責任について理論的に探る手がかりとしたい。

以下の章では、まず2.において、表現の自由の憲法上の保障根拠につき概観する。伝統的な立場の多くが参考とするエマースンの分類をここでは示すが、後の「責任」という観点からの分析のため筆者は今なおこの分類の有効性について考慮したいと考える。次の3.においては、表現行為の規制手法に關し整理と検討を行う。ここでは、表現に関する諸場面のうち特に放送の分野に着目する。その後、本研究上での考察のために上記事件を紹介する。4.では、それまでの検討をふまえつつ表現の自由とその責任との関係につき考察を試みる。

2. 表現の自由の保障根拠

(1) 表現の自由の保障根拠

日本国憲法では、その21条において「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とされ、幅広く表現行為につき憲法上の保障が及んでいるようにみられる。ただし、憲法上の権利・自由については、同13条において、「公共の福祉に反しない限り」尊重されるという文言もあることから、何らかの規制のもとにあるというのが一般的な認識である。

日本では、表現の自由が問題とされた事件において、裁判所がこの「公共の福祉」概念を操作し、表現の自由の限界を捉えようとしてきた傾向があったことが指摘されている。一方、表現の自由の限界を画するのに、表現の自由の保障根拠を検討し、そこからその限界を導き出す仕方もある。表現の自由の保証根拠を論ずることにより、1つめに表現の自由の、その自由としての重要性すなわち「優越的地位」を説明し、2つめに、その自由についての範囲を確定するのである³⁾。

この保障根拠論につき、日本では、主にアメリカにおいて展開された理論を元にしつつ議論を展開していくことが多い状況にある。特にその代表的な研究者である、T.I.エマースンによる分類が有名であり、多くの論者がこれに依拠し、自己の分析を展開

している。

以下においては、エマースンによるその分類の概要をまず見ていくこととしたい⁴⁾。この保障根拠論には上述のような2つの意義も見られるが、さらに本研究における「表現の自由における責任」という点を検討する際にも、分析のための視点を取り出すため有益と考える。

(a) 個人の自己実現

まず、エマースンは、「表現の自由の体系」を維持することが、個人の自己実現を保証する方法と述べる。人は思考や感情をその言語により伝達し、文化を形成する能力をもつ。そこでは、創造力、洞察力、感覚力が駆使され、それらの力の発達を通じて自らの存在の意味と場所を人は見出すと、さらに述べる。ここで、思想の発達、知的探求、自己確認が、彼自身の人格の発達につき重要であり、表現の自由により実現される内容であると述べる。

(b) 真理への到達

2つめに、エマースンは表現の自由の社会的な善として、これが知識を増大し、真理を発見する最もよい方法であると述べる。人の判断に際し、その最も健全で最も合理的な地点へは、あらゆる事実と議論を考慮することによって達することができる。どのような意見であれ、その提示と自由な討論は、ある意見を支持する理由についてのより深い理解と、その意味のより十全な認識をもたらすと言う。また、このような個人の判断過程は、社会の合理的な判断につながるとも言う⁵⁾。

(c) 政策決定への参加

3つめとして、「共同社会の全構成員が利用できる公開の討論の過程を通して政策決定に参加させること」を、「表現の自由の体系」の主要な機能として挙げている。そして、政治的活動に関わる表現の自由は特に重要であるとする。政治的領域における表現の自由は、通常そのほかの分野で自由を保証するための必要条件であり、それ故、この分野において、表現の自由の理論は特別に重要な意味を有すると捉えるのである。

ここにおいてエマースンは、民主的な統治形態を作動させるために表現の自由が不可欠である、と言っている。政府の正当な権力の行使には被治者における同意が必要であり、その個人的および共通の判

断のために、完全な表現の自由が被治者に無くてはならないとする。

(d) 安定と変化の間の均衡

エマースンは表現の自由に社会統制の一つの手段としての位置を見出している。表現に対する抑圧は、現に起きている社会的問題を隠蔽し、社会における合理的な妥協、すなわち共同の決定を妨げ、その結果として暴力的かつ徹底的な形での社会の変化を導きやすい。そこで、表現の自由を、社会の変化と安定との間における均衡を維持する手段と考えるのである。

(2) 表現の自由の、自由としての位置

以上のように、エマースンによる表現の自由の4つの価値を見てきた。ここから、またアメリカで展開される議論から、日本の学説の多くは、他の経済活動の自由等と比較して表現の自由が有する「優越的地位」の根拠として、自己実現の価値と自己統治の2つの価値を示している⁶⁾。自己実現の価値とは、個人が自身の人格を形成・発展させるため表現の自由が不可欠ということを意味し、自己統治の価値とは、政治的意思決定へ個人が参加するため表現の自由が不可欠であることを意味する。

ここで表現の自由の及ぶ範囲について考えてみると、これはすべての表現媒体に及ぶとされる。例えば、新聞、雑誌、その他出版物、ラジオ、テレビや、演説、映画、絵画、写真等様々なところで表現の自由が関係していく。そして、表現というものは、その存在の仕方により、そこでなされるあり方も変化するため、その状況で表現の自由の保障の程度がいかにあらるべきか、多くの論者により分類を含めた分析がなされている。例えば、最近においてはインターネットにおける表現の自由の議論がますますなされているところであるが、このような表現の領域における変化をどのように把握すべきかといった問題も、筆者にとっては重要な検討課題と捉えられる。技術の発展によりこれまで実現しえなかたった仕方によって表現が可能となるとともに、その影響力も状況ごとに変化するため、表現の自由が問題となる場面で解決の手がかりとして既存の分析に加える視点が必要ではと筆者は考える。

また、表現の自由の保障根拠、すなわち価値論から、どのような表現が保護の範囲に入ってくるのかを問題とする議論もある。表現の自由の価値につき

自己統治の価値に重きを置くかそれとも自己実現の価値に置くか、その二者間の選択・程度によって価値に関連する表現場面を抽出しようとする態度である。本稿においては、この諸価値間の選択、価値の重視の程度について、踏み込んだ分析まではせず、問題提起となる状況とその筆者自身の分析を後に示すこととした。

3. 表現の自由と放送

(1) 表現の自由と放送

表現の自由が保護する表現について、新聞、雑誌、テレビ、インターネット等様々なものがあるが、これらに対する日本での規制の状況は、刑法でわいせつ物頒布等の罪や名誉毀損の罪とされたり、民事上にて不法行為としての名誉毀損が規定されている。これらの規制は表現の場面に関し一般的に規定されたものといえるが、特に一部の表現状況のみを対象としての規制は、放送の分野において顕著に見られる⁷⁾。本研究においては特に放送に焦点を当て、その「責任」に関わる問題状況を明らかにし分析することで、表現の自由の、自由であることの意義を検討してみたい。

そこでまず放送について、それが法制上どのような位置にあるのか簡単に確認をしておくこととする。

既に広く知られているように、放送法の一部を改正する法律が2010年11月26日に成立し、12月3日に公布された。本改正の趣旨は「通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度の弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度の整備を行う」というものであった⁸⁾。改正事項としては、放送関連で4つあった法律を放送法へ統合することを中心に、放送法において、放送の参入に関する制度の効率化、マスメディア集中排除原則の基本の法定化、放送における安全・信頼性の確保、放送番組の種別の公表、有料番組における提供条件の説明等、再放送同意についての紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備がみられる。また、電波法、電気通信事業法においても幾つかの改正がみられる。

この新たな放送法制では、「放送」について「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」(放送法2条1号)と定義され、これまで4

つの法律にて定義がそれぞれでなされていたのを統一的なものとした。すなわち、無線通信の送信である放送と、有線電気通信の送信である有線放送といったこれまでの区別を無くしたのである。このような「放送」の定義の統一化がなされた背景には、制定の経緯からすると、ネットワークの高速化や放送のデジタル化につき最近における技術の格段の発展がみられる現在、そこでインターネットで表現や情報を伴った多様な活動が既に展開されている状況を追っていくかたちで、通信・放送の融合・連携サービスの一層の発展といった期待がある。

(2) 放送規制の正当化根拠

放送の規制としては、例えば放送法4条1項では番組準則が規定されており、表現内容に関わる規制がみられる。これは、①公安・善良な風俗を害しないこと、②政治的に公平であること、③事実を曲げない(真実の報道)、④意見が対立している問題につき多角的な論点解明の努力を、放送番組の編集において求めるものである。ここで特に②と④は、「公正原則」(公平原則)と言われる。

このような放送法制における法的規制についてはその正当化の根拠が求められるが、以下のように説明がなされる。まず、有限な電波資源を有効適切に用いるには、国が周波数の割り当てを調整し、この利用を任せるにふさわしい者を選定するということが必要となるといった、放送用電波の有限性が挙げられる。次に、放送の性質として、家庭に直接かつ即座に映像により送られ視聴されるため、影響力が非常に強く、他の表現媒体とは異なるため特別の規制が必要となるといった、強い社会的影響力である。三つめとして、民放では番組制作費等につきスポンサー企業の広告費に依存しており、事業者の自由にまかせると視聴率一辺倒となり、大衆受けするような画一的な番組ばかり製作されるおそれがあるためといった、民放での営業事情である。

このような放送の規制についての伝統的な捉え方に対し、多くの研究者から捉え直しの議論が示されているが⁹⁾、本稿においてはマスメディアに関する制度的理解という点を幾らか整理しつつ後の項において検討する。

(3) 東海テレビ「ぴーかんテレビ」不適切放送事件

ここで、放送について焦点を当てるるとすると、それが含まれるより広い領域を示す概念として「メデ

ィア」がある。このメディアという表現を介在する存在については、行われた表現により弊害が生じた際、また弊害を事前に防止するところでいかに対応できるかといった「メディアの責任」に関する議論もある。

これらの議論を本稿でも扱い考察するが、その前に、最近の放送分野における事件である、2011年8月4日に発生した、東海テレビ「ぴーかんテレビ」不適切放送事件をここで取り上げ、事件の概要と放送に関連した主体の動向を紹介したい。この事件は、放送分野での事故につき発生させた当事者はいかに対応すべきか、表現の自由の責任という点から検討に値する重要な事件であると考えられる。

2011年8月4日、東海テレビ放送（名古屋市）が放映した情報番組「ぴーかんテレビ」で岩手県産米の当選者について、実際の当選者の名前ではなく「怪しいお米」「汚染されたお米」「セシウムさん」という表示が組み合わさるテロップが23秒間流れた。この放送に対して、同日、岩手県から東海テレビ放送に対して抗議文が示され、県ホームページにその旨の報告とともに、岩手県のお米や全国の流通しているお米の安全性につき消費者に示す文面が掲載された。

翌8月5日、日本民間放送連盟から東海テレビ放送に対し、風評被害に関する報道事業者のあり方と今回の事件についての問題点の指摘がなされた。なお、同時に民放連の会員各社に対して、倫理観の再確認や防止策への注力を求めたことを明らかにした。

また、東海テレビの番組にCMをこれまで提供してきた企業等もこの事件に対する反応をみせている。全国農業協同組合中央会（JA全中）は、東海テレビで放送されている情報番組でCMを提供していたのを、8月6日につき抗議として提供中止とした。東海テレビにCMを提供してきたミキハウス、フジパングループ本社、愛知県護国神社、イオン、川上屋も、CMの提供打ち切りや提供見合わせを行った。

8月8日、東海テレビ社長は、愛知県知事と面会し本件の経緯を報告した。これにつき、愛知県知事は同日の定例記者会見で明らかにし、遺憾の意を示した。なお、愛知県は東海テレビ放送の第2位の株主となっている。

東海テレビ放送は、社内に検証委員会を立ち上げ、第三者としての外部審査役に上智大学音好宏教授が8月10日に就任した。

8月11日、東海テレビ社長が記者会見を行い、同

番組放送打ち切りの決定、会長や社長らの減給など計8人の処分を発表した。

8月30日、東海テレビ放送は、本事件の検証番組「ぴーかんテレビ不適切放送～なぜ私たちは間違ひを犯したのか～」を愛知、三重、岐阜の3県で放送した。ここで、東海テレビ放送社長により改めて謝罪がなされた。また、テロップを制作した外部制作会社の50歳代男性スタッフが28日に所属会社から懲戒解雇されたことも明らかにされた。東海テレビ放送は、この検証番組の放送と同時に、「『ぴーかんテレビ』検証報告書」も作成し公開した¹⁰⁾。

放送倫理・番組向上機構（BPO）でもこの事件を受けて、9月22日に「東海テレビ放送『ぴーかんテレビ』問題に関する提言」を示している¹¹⁾。

（4）放送主体の捉え方

本事件に関しては、以上に示したもの以外にも対応及び反応が数多く存在するが、放送主体はその周囲に様々な関係主体が存在することがこれだけでも理解できる。ここで注意しておくべき点としては、放送主体の周囲それだけでなく、放送主体についてである。放送主体というと単一的な意味合いを含ませ想定してしまいがちであるが、そうではなくその主体内部においても入り組んだ複数の関係者が存在し活動しているのである。そのような構造も含め、表現の自由における表現の意味を考える必要がある。

4. 表現の自由と責任

（1）表現の自由における責任と本研究の射程

これまで表現の自由のあり方について、それを考えるための根拠論と、放送分野に関する制度の概要と最近の事件をみてきた。ここで、表現の自由の「責任」について考えることとしたい。ただし、本稿では、表現の自由の中でも放送という分野に重点を置いてきたため、放送を含む「マスメディア」に着目し考察する。

また、出版、新聞、放送、映画といった「マスメディア」よりも広い概念となる「メディア」領域での「責任」についても、現在の情報通信技術の状況からすれば検討の必要もある。そのため、以下においては、まず、放送に関する規制のあり方を考える前提として、メディアの責任論について議論状況を瞥見する¹²⁾。また、その際、メディアの責任という点で、日本の放送に関する状況がどの位置にいるか

という点もおさえておきたい。

（2）メディアの責任論

メディアの責任は、第二次世界大戦後、英米において本格的に議論がなされるようになったが、これは、メディアの巨大化や集中化からくる報道の多様性の欠如、情報の受け手である市民の権利に関する議論、商業主義のメディアへの影響、メディア内部におけるその所有者の権力の問題、といった背景事情による。

そして、その議論であるが、田島泰彦教授の整理によると、アメリカにおいては、市場モデル、自己規制モデル、自発モデル、受託モデル、司法モデル、といった5つの責任モデル区分が示されている。また、イギリスにおいては、メディア責任システム（MAS）といった、情報の受け手のため、国家や産業の脅威からメディアの自由を保護する唯一の民主的かつ安全な手段として、幾つかの機能部分からなる組織化された制度として捉えるC・J・ベルトランの議論が田島教授により紹介されている¹³⁾。

「ぴーかんテレビ」不適切放送事件において、東海テレビ放送がその責任についてどのような状況に置かれているか、上記責任論の区別からすると「自己規制モデル」であると捉えられる。自己規制モデルとは、「メディア内部の自己規制が有効な責任手段であると考え、倫理は最終的には自己、もしくは個人的な選択の問題とみなす立場で、こうした自己規制のシステムには、倫理綱領、内部的な矯正メカニズム、オンブズマン、懲戒システムなどが含まれる」モデルである。社内に設置された検証委員会はこのようなシステムに当たる。

ここで、「メディアの倫理」の意味を考えてみれば、「メディアの諸活動（media activities）の善悪、つまりメディアによる『オーディエンス（視聴者・読者）の知る権利にたいする奉仕』という職務的責任（duty）に忠実であるかどうかを内外が判定する基準」といわれる¹⁴⁾。そのような理解からすると、メディアの倫理は受け手との関連性において見出され、より具体的な倫理の内容捕捉は文脈ごとに任せてしまうことになるのではと、筆者は考える。そのような文脈を分析するため更に必要な視点が求められているのではという問題意識が、本研究の前提にある。

（3）「ジャーナリズム」という捉え方

ここで、放送に関連する「マスメディア」という

幾らか具体的な領域につき、奥平康弘教授の「ジャーナリズム」という概念からの考察を紹介する¹⁵⁾。

奥平教授は、マスメディアに関して、1つめに、その「働き」を考える際、考慮できる特性として「特別に社会的な性格」を挙げる。メディアという「商品」では、「社会の質」に影響を与えるため、その意味での社会性が捉えられる。また、メディアにおいては、「世間の目」によりその行為の評価が左右される。

奥平教授はこのマスメディアの性格について、具体例として悪質なスキャンダル記事などで、これが受け手との関係性をもち「社会の質」を蝕む、といった価値的な影響を問題としている。

また、2つめに、奥平教授はマスメディア商品に見られる民主主義過程についても言及する。マスメディアが民主主義的な主題を取り扱うとき、そこでは民主主義といった憲法的価値と関係する。

以上2つの点から、マスメディアの「公共性」について奥平教授は関心を向け、裁判例を取り上げながら分析を行っている。

奥平教授においては、マスメディアが法的紛争にまき込まれたとき、その「公共性」が法的な評価を左右するとして、続けて裁判例の分析を行なっているが、本研究においては、マスメディアが法的な紛争にまき込まれるかまき込まれないかぎりぎりの、その「隙間」も重要であると考える。本研究では、そのような部分の検討につき、東海テレビ「ぴーかんテレビ」の放送事故をめぐる事例を取り上げた。

そこで、筆者はマスメディアの「公共性」を検討する視点として、以下で「企業における社会的責任論」の導入につき示す。

(4) メディアへの関係主体とそこにおける責任

企業における社会的責任については、ミルトン・フリードマンのような「社会的責任」という言葉を使いながら、その倫理的な責任の範囲を限定しようとする立場もあるが¹⁶⁾、例えばボウイによって示されるステイクホルダーの理論を用いることが、メディア企業とそれを中心とした関係性の分析に有効ではないかと筆者は考える¹⁷⁾。

マスメディアを含めたメディア企業は、それを単一の存在として捉えず、内外に複数の主体が折り重なるように連結した結合体のようにも見られる。これは、「ぴーかんテレビ」不適切放送事件での責任につき問題となる構造として考えられる。また、放送

のみならず、他のメディアにおいてもステイクホルダー、すなわち利害関係者も含めた構造の分析により、そこで表現の自由と責任がどのように実現可能となるか、考察することもできよう。

ステイクホルダーの理論の特徴としては以下のものがあげられる。まず、第1に叙述性（企業と外部との関係性を正確に表現していること）、第2に道具有的有用性（ステイクホルダーと企業業績との因果関係が検証できる。企業業績として、収益、安定性、成長などが挙げられる）、第3に規範性（企業はそれぞれのステイクホルダーに対する責務を保って経営を行うべきことが示される）である¹⁸⁾。このような特徴をもったアプローチにより詳細にメディア企業とその置かれている状況につき分析することが、本研究の次の段階として求められよう。

5. おわりに

以上、現代社会における表現の自由につき、その「表現」が現在もなお多様な変化をしかも目紛しくなしている状況にあってどう捉えるべきか、その有効な視点を見出すため幾つかの考察を行なってきた。

2.においては、表現の自由の保障根拠として多くの論者に引用されるエマースンによる4つの価値を概観してきた。この価値については、筆者は今なおその4つそれが相互に関連し合った重要なものであると捉えている。3.においては、後の検討の主題となる放送について、日本における現在の法制上の位置の確認を行い、その後、最近の放送に関する問題事例として「ぴーかんテレビ」不適切放送事件を取り上げその経緯と内容を整理した。4.においては、その事件と関連させ、表現の自由における責任の意味を明らかにするための考察を試みた。ここで、企業の社会的責任論から発するステイクホルダーという視点の可能性について示した。

ステイクホルダーという視点からの分析は、本稿においてはまだその可能性と適用の端緒を捉えただけと筆者は考える。表現の自由が関わる場面は広範であるが、まず具体的な事例をもとにマスメディアからはじめ、さらにはメディア全般というように徐々に考察の領域を広げ適用の可能性を探っていくこととしたい。

エマーソンは「国家は、表現の自由が一般の福祉のために機能できるようになる条件を統制する権力をもつだけではなく、そうする義務もある。」「このことは、[社会に] 混乱をもたらすかもしれない不満

を除去する責任だけでなく、民主主義の基本のルールを作動させる経済的・社会的条件を維持する責任をも含んでいる。」と述べるが¹⁹⁾、本研究は、このような存在として理解される表現の自由の文脈において、その妥当性を見定めようとするものである。

注

- 1) インターネットが世界で広く普及しつつある現在、異なる地域的・文化的背景により、情報の取扱いに関する考え方も国家間・地域間で衝突しうるため、それを解決するための積極的な取組みも見られる。中崎尚「個人データ保護法制に関する欧米間の調整と多国間のルール形成」法時 84 卷 10 号（2012）19 頁以下参照。
- 2) 知的財産権についてはその議論も盛んであり、ごく最近の法学系の雑誌においても特集が組まれ大きく取り上げられるテーマである。例として「知的財産法の世界」法セ 692 号（2012）1 頁以下。
- 3) 表現の自由の保障根拠についての現状を簡潔にまとめているものとして、浜田純一「表現の自由の保証根拠」大石真ほか『憲法の争点』114 頁（有斐閣、2008）。
- 4) T.I. エマースン（小林直樹・横田耕一訳）『表現の自由』1 頁以下（東京大学出版会、1972）。
- 5) 表現の自由の根拠につき、「思想の自由市場（free marketplace of ideas）」といった考え方により説明がなされることがある。思想の自由市場とは、思想の表明である言論はその自由な競争によって真理に到達するので、これを制限すべきではないといった考え方である。ただし、市場に関する完全な信頼につき批判もあり、今日においては、これをそのまま表現の自由の価値に適用する論者はほとんど見られず、市場のは正を論じながら修正しつつこの考え方を用いようとする論者が存在する。エマースンもこの点につき、修正的な立場を示している。エマースン・前掲注 4) 63 頁。
- 6) 日本国憲法に関する代表的な概説書につき、芦部信喜『憲法』170 頁（有斐閣、第 5 版、2011）、佐藤幸治『日本国憲法論』250 頁以下（成文堂、2011）。
- 7) インターネットについては、著作権法という形ではあるが、その 2009 年改正により、2010 年から違法な配信であると知りつつその音楽や映像をダウンロードすることが違法とされた。その後、2012 年 6 月に著作権法の改正案が可決され、刑事罰化された。なお、同時にリッピングの違法化も規定された。同法に関する施行は 2012 年 10 月 1 日からである。違法ダウンロードは、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金が処されることとされる。また、本規定については親告罪とされており、権利者からの告訴がなければ公訴を提起できることとなっている。
- 8) 本法律案に関する概要等の資料につき、総務省の HP [http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/k_houan.html] からのリンクを参照。また、本法律の解説につき、中島淳「通信・放送の法体系を 60 年ぶりに見直し」時法 1882 号 34 頁以下（2011）参照。
- 9) 鈴木秀美ほか『放送法を読みとく』105 頁以下〔西十〕（商事法務、2009）を参照。
- 10) この報告書は以下の URL にて参照
[http://tokai-tv.com/press/pdf/2011/110830.pdf]。その後の再生委員会設置や取組みに関する情報としては [http://tokai-tv.com/owabi.html] を参照。
- 11) この提言に関しては
[http://www.bpo.gr.jp/topics/2011/20110922.html] を参照。
- 12) 田島泰彦「自主規制とプレス倫理」稻葉三千男ほか『新聞学』174 頁以下（日本評論社、第 3 版、1995）参照。
ここで「メディアの責任」は、「市民や社会に対するメディアの責任と義務の適切なあり方を探求しようとする考え方」といわれる。この「メディア」の概念については、米国プレスの自由調査委員会（渡辺武達訳）『自由で責任あるメディア』121 頁、195 頁（論創社、2008）参照。
ここでは、「メディア」につき、「新聞・雑誌・書籍あるいはラジオ・テレビ・映画のいづれかを問わず、民衆に対し、ニュースや意見、心情や心情を伝える一切の手段」と示されている。
- 13) 田島・前掲注 12) 自主規制とプレス倫理 181 頁以下参照。
- 14) 渡辺武達「メディアの倫理と社会的責任」『メディアの法理と社会的責任』156 頁（ミネルヴァ書房、2004）。
- 15) 奥平康弘『ジャーナリズムと法』1 頁以下（新世社、1997）。
- 16) ミルトン・フリードマン「ビジネスの社会的責任とはその利潤を増やすことである」トム・L・ビーチャムほか（加藤尚武監訳）『企業倫理学 1』83 頁以下（晃洋書房、2005）参照。
- 17) ノーマン・E・ボウイ「企業の社会的責任の新たな方向」トム・L・ビーチャムほか・前掲注 16) 企業倫理学 1 152 頁以下参照。
- 18) 村山元理「企業倫理論」齋藤毅憲ほか『経営学のフロンティア』145 頁以下（学文社、2004）参照。
- 19) エマースン・前掲注 4) 表現の自由 19 頁参照。

主な引用・参考文献等

- 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法〔第 5 版〕』（岩波書店、2011）
 芦部信喜編『ニューメディア時代の放送制度像』（日本放送出版協会、1986）
 奥平康弘『ジャーナリズムと法』（新世社、1997）
 奥平康弘『なぜ「表現の自由」か』（東京大学出版会、1988）
 佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011）
 キャス・サンスティーン『インターネットは民主主義の敵か』（毎日新聞社、2003）
 ゲーリー・S.ベッカー、リチャード・A.ポズナー『ベッカー教授、ポズナー判事のブログで学ぶ経済学』（東洋経済、2006）
 齋藤毅憲ほか『経営学のフロンティア』152 頁（学文社、2004）
 佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011）
 佐藤卓己『現代メディア史』（岩波書店、1998）

- 清水英夫『表現の自由と第三者機関』(小学館、2009)
ジョナサン・ローチ『表現の自由を脅かすもの』(角川書店、1996)
鈴木秀美『放送法を読みとく』(商事法務、2009)
立山弘毅『現代メディア法研究』(日本評論社、1996)
谷本寛治『CSR 企業と社会を考える』(NTT出版、2006)
津金澤聰廣『現代日本メディア史の研究』(ミネルヴァ書房、1998)
出口弘ほか『コンテンツ産業論—混淆と伝播の日本型モデル』
(東京大学出版会、2009)
トム・L・ビーチャム、ノーマン・E・ボウイ『企業倫理学
1』(晃洋書房、2005)
長谷部恭男『テレビの憲法理論』(弘文堂、1992)
長谷部恭男『憲法』(新世社、第5版、2011) 浜田純一『情
報法』(有斐閣、1993)
原田大樹『自主規制の公法学的研究』(有斐閣、2007)
藤竹暁『図説 日本のマスメディア』(NHK出版、第2版、
2005)
藤竹暁『図説 日本のメディア』(NHK出版、2012)
米国プレスの自由調査委員会『自由で責任あるメディア』(論
創社、2008)
堀部政男編『ジャーリスト増刊 変革期のメディア』(有斐閣、
1997)
水村典弘『現代企業とステークホルダー』(文眞堂、2004)
水村典弘『ビジネスと倫理 ステークホルダー・マネジメン
トと価値創造』(文眞堂、2008)
山口功二ほか『メディア学の現在』(世界思想社、2007)
渡辺武達・松井茂記『メディアの法理と社会的責任』(ミネル
ヴァ書房、2004)
Cass R. Sunstein, *Republic.com 2.0* (Princeton University
Press, 2007).
R. Edward Freeman & David. L. Reed, *Stockholders and
Stakeholders: A New Perspective on Corporate
Governance*, 25 CAL. MGMT. REV., 88-106 (1983).

(原稿受理年月日 2012年10月16日)